

公売会参加に関する注意事項

(物件説明書)

- 1 ブランドやメーカー、仕様などは職員が確認したもので、本物であることや品質を保証するわけではありません。

(中古品扱い)

- 2 公売物件は未使用品であってもすべて中古品扱いとします。

(契約不適合責任)

- 3 執行機関は、契約不適合責任を負いません。すぐに壊れた、一見しただけではわからない傷があったなどの場合でも、返品・交換には応じられません。

(見積価額)

- 4 上記3つの理由から、公売物件の見積価額は低く設定されています。物件説明書等をよく確認の上、入札してください。

(入札)

- 5 送信した入札内容の変更、取り消しはできません。
- 6 同一の入札者が1つの物件について2回以上入札した場合は、いずれの入札も無効となります。
- 7 代理人に、入札、買受代金の納付、公売物件受領の権限等を委任するときは、委任状の提出が必要です。

(開札・追加入札)

- 8 令和7年10月28日(火)に開札を実施し、各公売物件の落札者を決定します。落札者に対しては、開札終了後にメールにて落札結果を通知します。また、春日市ウェブサイトおよび春日市役所内において公売物件の開札結果を公表します。
- 9 最高価の入札者が2名以上いる場合は、その入札者同士による追加入札を行います。追加入札の対象となった方には、メールにて電子入札のフォームをお送りします。令和7年10月30日(木)午前10時までに追加入札を行い、落札者を決定します。追加入札の最高価の入札者が2名以上の場合には、令和7年10月30日(木)午後2時より春日市役所にて「くじ」により決定します。

追加入札の価額は、当初入札価額以上でなければ無効となります。

(代金納付・物件引渡)

- 10 落札者は、納付期限(令和7年10月31日(金)午後5時)までに、本人確認書類を提示の上、買受代金をお支払いください。お支払いは、現金のみとします。
- 11 買受代金の受領後、落札物件をお渡しします。落札物件の引渡しは現況有姿で行います。
- 12 落札後は、いかなる理由があっても、キャンセル・返品・交換等はお受けしません。

(入札制限)

- 13 国税徴収法第92条、第108条第1項に該当する方は入札することができません。
 - ・ 公売物件の所有者である滞納者(同法第92条前段)
 - ・ 公売物件を出品している団体の税務に従事する職員(同法第92条後段)
 - ・ 春日市が行う公売において、公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金及び納付を妨げた者のうち、その事実があった後二年を経過しない者(同法第108条第1項)